

君津市豊田旧野中地先における森林法の違反行為について

令和4年5月31日

千葉県農林水産部森林課

電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

君津市豊田旧野中の林地開発許可地において、計画にない盛土が造成されたこと等が確認されたため、県では、許可条件に違反する行為として、復旧の指導を行っていた。

しかし、行為者はこれに従わないため、県は、森林法第10条の3の規定による復旧命令を発出した。

- 1 命令を受けた者
住所：君津市青柳滝766番7
氏名：宗教法人成田山上総寺 代表役員 横塚 宗観
- 2 命令に係る林地開発区域の所在場所
君津市豊田旧野中字野中台132-1 ほか
- 3 森林法第10条の3の規定による復旧命令をした日
令和4年5月20日